

福島県規則第八十八号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則

(小売業の範囲)

第一条 福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第百二十号。以下「条例」という。）第二条第一項の規則で定める小売業は、飲食店業を除き、物品加工修理業を含む小売業とする。

(一の建築物)

第二条 条例第二条第一項の一の建築物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建築物
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建築物
- 三 一の建築物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建築物をあわせたもの

(社会資本)

第三条 条例第二条第三項の規則で定める公共の用に供する施設は、公園、ガス工作物（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物をいう。）及び電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。）とする。

(基準店舗面積)

第四条 条例第二条第七項第一号の規則で定める面積は、六千平方メートルとする。

(基準延べ面積)

第五条 条例第二条第七項第二号の規則で定める面積は、一万平方メートルとする。

(まちづくりに関係する団体)

第六条 条例第二条第八項の規則で定めるまちづくりに関係する団体は、次に掲げるものとする。

- 一 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第九条ただし書に規定する商店街組合及び同法第十三条第二号の規定により設立された商工組合連合会
- 二 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第五十五条の三に規定する都道府県商工会連合会
- 三 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第二条第一項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条の二第二項に規定する特定非営利活動法人
- 五 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十五条第一項第一号口に規定する会社、同項第二号口に規定する公益法人及び特定会社並びに同法第五十一条第一項に規定する中心市街地整備推進機構
- 六 その他県民、事業者、団体又は地方自治体を構成員としてまちづくりの推進を図る活動を行う団体

(土地利用に関する構想、計画又は方針)

第七条 条例第二条第九項第六号の規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針は、次に掲げるものとする。

- 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条に規定する地域森林計画及び同法第十条の五に規定する市町村森林整備計画
- 二 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第五号に規定する公園計画
- 三 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十二条第一項に規定する自然環境保全基本方針
- 四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項に規定する鳥獣保護事業計画
- 五 景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画
- 六 福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号）第二条第二項に規定する公園計画
- 七 福島県自然環境保全条例（昭和四十七年福島県条例第五十五号）第十一条第一項に規定する自然環境保全基本方針
- 八 福島県景観条例（平成十年福島県条例第十三号）第八条に規定する景観形成重点地域基本計画
- 九 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成十四年福島県条例第二十三号）第七条第一項に規定する水環境保全推進計画
- 十 福島県野生動植物の保護に関する条例（平成十六年福島県条例第二十三号）第七条第一項に規定する希少野生動植物保護基本方針及び同条例第二十五条第一項に規定する保護管理事業計画

（商業まちづくり基本方針の公表）

第八条 条例第六条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、福島県報により行うものとする。

（様式）

第九条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書により行うものとする。

- 一 条例第九条第一項の規定による届出 特定小売商業施設新設届出書（様式第一号）
 - 二 条例第十条第一項の規定による届出 変更（事後）届出書（様式第二号）
 - 三 条例第十条第二項の規定による届出 変更（事前）届出書（様式第三号）
- 2 条例第十一条第一項の規定による申請は、周辺市町村指定申請書（様式第四号）により行うものとする。
- 3 条例第十二条第五項の規定による報告は、説明会開催結果報告書（様式第五号）により行うものとする。
- 4 条例第二十一条第一項（条例附則第六項において準用する場合を含む。）の規定による提出は、地域貢献活動実施状況報告書（様式第六号）又は地域貢献活動計画報告書（様式第七号）により行うものとする。

（附属施設）

第十条 条例第九条第一項第三号の規則で定める施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（以下この条において「廃棄物」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

(条例第九条第二項の添付資料等)

第十一条 条例第九条第二項(条例第十条第五項において準用する場合を含む。)の規則で定める資料は、次に掲げる資料とする。

- 一 法人にあつては、その登記事項証明書
- 二 個人にあつては、その住民票の写し
- 三 当該特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の市町村を示す地図
- 四 当該特定小売商業施設の新設の予定地及び周辺の土地利用の現況を示す地図
- 五 当該特定小売商業施設の新設に係る敷地、建築物及び前条に規定する施設の位置を示す地図
- 六 前号の建築物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面及び当該特定小売商業施設の店舗面積の合計又は当該特定小売商業施設の延べ面積の合計の算出の根拠となる書面

(その他の記載事項)

第十二条 条例第九条第二項第六号(条例第十条第五項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、当該特定小売商業施設において主として販売する物品の種類及び小売業以外の事業の概要とする。

(許可、認可その他の処分)

第十三条 条例第九条第三項(条例第十条第五項において準用する場合を含む。)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号)第六条第一項に規定する建築主事の確認及び同法第六条の二第一項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認
- 二 森林法第十条の二に規定する都道府県知事の許可
- 三 農地法(昭和三十七年法律第二百二十九号)第四条第一項及び第五条第一項に規定する都道府県知事又は農林水産大臣の許可
- 四 都市計画法第二十九条第一項及び第二項に規定する都道府県知事若しくは指定都市等の長の許可及び地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき当該事務を処理することとされた市町村の長の当該許可

(新設届出書についての公告)

第十四条 条例第九条第四項(条例第十条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 条例第九条第一項第一号から第六号までに掲げる事項
- 二 当該特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域

(縦覧の場所)

第十五条 条例第九条第四項、第十三条第四項、第十四条第三項及び第五項並びに第十五条第五項の規定による縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所のうちから縦覧する者の参集の便を考慮して定めなければならない。

- 一 福島県の庁舎その他の施設
- 二 関係する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該関係する市町村の庁舎その他の施設
- 三 その他知事が適当と認める場所

(軽微な変更)

第十六条 条例第十条第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める変更とする。

- 一 当該特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積の届出がある場合 店舗面積の合計が減少する変更若しくは店舗面積の合計が増加する変更であって、その増加する面積が変更前の店舗面積の合計に百分の十を乗じて得た面積若しくは六千平方メートルのいずれか小さい面積未満であるもの又は延べ面積の変更
- 二 当該特定小売商業施設の延べ面積のみの届出がある場合 延べ面積の合計が減少する変更又は延べ面積の合計が増加する変更であって、その増加する面積が変更前の延べ面積の合計に百分の十を乗じて得た面積若しくは一万平方メートルのいずれか小さい面積未満であるもの

(条例第十条第四項の添付資料)

第十七条 条例第十条第四項の規則で定める資料は、次に掲げる資料とする。

- 一 条例第九条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 条例第九条第一項第三号に掲げる事項のうち敷地の面積を変更する場合にあっては、変更後の新設の予定地及び周辺の土地利用の現況を示す地図
- 三 条例第九条第一項第六号に掲げる事項を変更する場合にあっては、変更後の建築物の位置及び建築物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面並びに当該特定小売商業施設の店舗面積の合計又は当該特定小売商業施設の延べ面積の合計の算定の根拠となる書面

(説明会の開催)

第十八条 条例第十二条第一項の規定による説明会は、当該特定小売商業施設に係る関係する市町村の区域内に居住する者等を対象に開催するものとする。

2 条例第十二条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 新設届出者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 当該特定小売商業施設の名称
- 三 当該特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地
- 四 当該公告に係る関係市町村の名称
- 五 説明会の開催を予定する日時及び場所

3 前項の公告は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 関係する市町村の協力を得て、当該関係する市町村の公報又は広報誌に掲載すること。
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 三 その他知事が適当と認める方法

(意見等の聴取)

第十九条 知事は、条例第十三条第一項の規定により意見及びその理由を聴くときは、別に定める書面を送付するものとする。

(勧告についての公告)

第二十条 条例第十五条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 条例第九条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 当該特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地
- 三 知事の勧告の内容

(公表の方法)

第二十一条 条例第十八条第二項、条例第二十条第二項(条例附則第六項において準用する場合を含む。)、条例第二十一条第二項(条例附則第六項において準用する場合を含む。)及び条例附則第五項の規定による公表は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 福島県のホームページへの掲載
- 二 関係する市町村の協力を得て、当該関係する市町村の公報又は広報誌に掲載すること。
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 四 その他知事が認める方法

(報告の徴収)

第二十二条 条例第二十五条の規定による報告は、次に掲げる事項に係る報告とする。

- 一 当該特定小売商業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該特定小売商業施設の店舗面積の合計に関する事項
- 二 新設届出者等が当該特定小売商業施設の新設に係る工事に着手した日
- 三 地域貢献活動に関する事項
- 四 その他知事が定める事項

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。